○農林水産省告示第五百四十七号

中央卸売市場における卸売業務の許可について告示した事項に変更があったので、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第五十三条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年四月一日

農林水産大臣　赤松　広隆

変更後の卸売の業務を行う者に係る事項	
地位を承継する卸売業者の名称	株式会社宮市
地位を承継される卸売業者の名称	株式会社宇都宮丸魚
卸売の業務を行う市場	宇都宮市中央卸売市場
取扱品目の部類	水産物部
合併の年月日	平成二十二年四月一日
変更前の卸売の業務を行う者に係る事項	
一　卸売の業務を行う者の名称	株式会社宮市
卸売の業務を行う市場	宇都宮市中央卸売市場
取扱品目の部類	水産物部
許可の年月日	昭和五十年六月二十八日
二　卸売の業務を行う者の名称	株式会社宇都宮丸魚
卸売の業務を行う市場	宇都宮市中央卸売市場
取扱品目の部類	水産物部
許可の年月日	昭和五十年六月二十八日

○農林水産省告示第五百四十八号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第七条第三項において準用する同条第一項の規定に基づき、昭和四十七年二月十五日農林省告示第六十一号（中央卸売市場開設区域を指定する件）の一部を次のように改正し、同法第五十三条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年四月一日

農林水産大臣　赤松　広隆

「山形市中央卸売市場開設区域
山形市」を削る。

○農林水産省告示第五百四十九号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第十三条の五第三項の規定に基づき、次に掲げる中央卸売市場の開設に係る同法第八条の規定に基づく認可がその効力を失ったので、同法第五十三条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年四月一日

農林水産大臣　赤松　広隆

開設者	山形市
市場の名称	山形市中央卸売市場
位置	山形市大字漆山千四百二十番地
取扱品目	野菜及び果実並びにこれらの加工品、生鮮水産物及びその加工品
失効年月日	平成二十二年四月一日

○農林水産省告示第五百五十号

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）第九条第二項の規定に基づき、平成十年三月二十六日農林水産省告示第五百十号（家畜伝染病予防法施行規則第九条第二項の農林水産大臣が定める区域を定める等の件）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から施行する。

平成二十二年四月一日

農林水産大臣　赤松　広隆

第一号の表中

福井県
坂井市

を

千葉県
福井県

に改める。

南房総市
坂井市

第二号の表中

千葉県
南房総市、香取市

を

千葉県
大阪府

に改める。

南房総市、香取市
池田市

○農林水産省告示第五百五十一号

独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則（平成十五年農林水産省令第百三号）第二条の規定に基づき、平成二十二事業年度における独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第百二十六号）第十条第二号の農林水産省令で定める事業に係る補助の総額として農林水産大臣が定める金額を次のように定め、公布の日から施行する。

平成二十二年四月一日

農林水産大臣　赤松　広隆

農林水産大臣が定める金額　千六百三十二億六千八百三十六万九千円

○経済産業省告示第七十八号

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第二十一条第一項、第二項及び第四項から第六項まで並びに第二十二条の四十五第二項から第四項までに規定する経済産業大臣の認定に関する手続を次のように定め、平成二十二年四月一日から施行する。

なお、平成十五年経済産業省告示第九十一号（租税特別措置法施行規則第二十一条第一項等に規定する経済産業大臣の認定に関する手続を定める等の件）は平成二十二年三月三十一日限り、廃止する。

平成二十二年四月一日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　赤松　広隆

（定義）

第一条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　法　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）をいう。

二　令　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）をいう。

三　規則　租税特別措置法施行規則をいう。

四　内国法人　法第二条第二項第一号の二の内国法人をいう。

五　非投資内国法人　法第五十五条第一項に規定する内国法人又は第六十八条の四十三第一項に規定する連結親法人若しくは連結子法人をいう。

六　資源開発事業法人　法第五十五条第二項第一号の資源開発事業法人をいう。

七　資源開発投資法人　法第五十五条第二項第二号の資源開発投資法人をいう。

八　資源開発法人　法第五十五条第二項第六号ハに規定する資源開発法人をいう。

九　特定株式等　法第五十五条第一項又は第六十八条の四十三第一項に規定する特定株式等をいう。

十　株式等　法第五十五条第二項第六号又は第六十八条の四十三第二項第六号に規定する株式等をいう。

十一　資源　法第五十五条第二項第一号に規定する資源をいう。

（申請書の提出）

第二条　別表の上欄に掲げる認定を受けようとするときは、同欄の認定の区分に応じ、同表の中欄に掲げる事項について、同表の下欄に定めるところにより、申請書を提出しなければならない。ただし、経済産業大臣が正当な理由があると認めたときは、添付書類を添付せず、又は提出期限までに提出しないことができる。